

令和 6 年度重点施策について

1 重点施策の位置付け

令和 6 年度予算編成において、重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として選定した。

2 重点施策の選定方法（重点項目）

選定に当たっては、次に掲げるものを最優先とした。

重点項目
(1) 主要課題の解決につながる施策 「文の京」総合戦略に掲げる主要課題（戦略シート）の解決に向け、新たに実施又はレベルアップを図る施策
(2) 持続可能な行財政運営を推進する施策 「文の京」総合戦略に掲げる行財政運営の取組に基づき、新たに実施又はレベルアップを図る施策
(3) 個別計画等に掲げる取組の推進につながる施策 分野ごとの政策・施策等の方向性を示している個別計画等に掲げる取組の推進に向け、新たに実施又はレベルアップを図る施策
(4) その他、重要性の高い施策 上記のほか、区として重点的に推進する必要があると認められる施策

3 重点施策一覧表

令和 6 年度重点施策を、「文の京」総合戦略に掲げる基本政策ごとに分類し、提示する。
なお、予算編成過程の透明化に合わせて、事業経費の概算要求額も提示する。

（単位 千円）

No.	事業名	事業概要	区分	重点項目	所管部名	事業経費概算要求額
3	子どもの学び支援事業 (多様な担い手で紡ぐ個性が輝く教育)	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実及び幼児・児童・生徒の多様化への対応が求められていることから、児童・生徒一人一人のよさや可能性を引き出す教育を行うため、各種指導員等の人的配置を充実させる。	新	(1) (2)	教育推進部	534,458
4	子どもの学び支援事業 (スクールソーシャルワーカーの全校配置)	小学校・中学校に在籍する児童・生徒について、児童等とこれを取り巻く環境との接点を調整することにより、福祉の窓口につなぐなど福祉的な支援をすることができるように、スクールソーシャルワーカーを全校配置するための体制を構築する。	レ	(1)	教育推進部	50,527
5	子どもの学び支援事業 (校内居場所(別室)対応指導員配置の拡充)	校内の別室において学級に馴染めない児童・生徒の対応をする校内居場所(別室)対応指導員の配置を、10校から12校に拡充する。	レ	(1)	教育推進部	47,160
6	育成室待機児童解消加速化プラン	民間賃貸物件を活用した育成室の整備や都型学童クラブの誘致促進により、早期の待機児童解消を目指すとともに、児童館機能や放課後全児童向け事業の拡充により、待機児童の家庭をサポートする。	レ	(1)	教育推進部	297,291
7	文京区平和特派員事業	子どもたちに、戦争の惨禍と世界平和の大切さへの理解を深めてもらうため、区立中学校代表者を派遣し、沖縄戦の平和関連施設訪問や平和関連の体験学習等を行う。	新	(1)	教育推進部	7,256

21	ICT化の推進による図書館利用者の利便性向上～区立図書館の「学びの拠点」向上プロジェクト～	図書館の基礎的な機能を維持したうえで、ICタグを利用した貸出のセルフ化など、ICT化の推進による図書館利用者の利便性向上に取り組む。また、区民等が多様な学習活動ができる空間づくり等、地域の身近な「学びの拠点」としての機能向上を図る。	新	(1)	教育推進部	113,405
28	誠之小学校改築	老朽化した誠之小学校の校舎改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設の整備を行う。	継	(1)	教育推進部	411,401
29	明化小学校等改築	老朽化した明化小学校の校舎改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設の整備を行う。また、敷地の有効活用のため、併せて明化幼稚園を改築し一体的な整備を行う。	継	(1)	教育推進部	633,601
30	柳町小学校等改築	教室不足等に対応するため、学校の校舎改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設の整備を行う。また、敷地の有効活用を図るため、柳町こどもの森・児童館・育成室も含めて一体的に整備する。	継	(1)	教育推進部	903,132
31	小日向台町小学校等改築	老朽化した小日向台町小学校の校舎改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設の整備を行う。また、敷地の有効活用を図るため、小日向台町幼稚園・児童館・育成室も含めて一体的に整備する。	継	(1)	教育推進部	0
32	千駄木小学校等改築	老朽化した千駄木小学校の校舎改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設の整備を行う。	継	(1)	教育推進部	50,000
33	学校施設等の快適性向上	普通教室等の快適化工事が完了した小・中学校において、特別教室についても老朽化が進んでいるため、令和5年度から5年間で集中的な改修を行う。	継	(1)	教育推進部	1,213,226
34	校庭、屋上防水及び外壁・サッシ改修	全天候型舗装校庭を採用している区立小・中学校のうち、舗装が老朽化している学校について、整備を行う。また、区立小・中学校の老朽化している屋上防水及び外壁・サッシの改修工事を行う。	継	(1)	教育推進部	896,279
35	給食室の整備	給食調理における、より一層の衛生管理の充実を図るため、「学校給食法」により法制化されている「学校給食衛生管理基準」に基づき、老朽化した給食室を改修する。	継	(1)	教育推進部	276,163
36	小学校の教室増設対策	既存校舎内で可能な限りの教室増設を行うとともに、既存校舎での対応が困難な本郷小学校、湯島小学校、昭和小学校について増築による対応を検討し、教室環境を確保していく。	継	(1)	教育推進部	501,514